幼稚園に在園するお子さんの保護者の方へ

私立幼稚園の入園料・保育料の一部を補助

市では、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と幼稚園教育の振興を図るため、保育料と入園料の一部を補助する幼稚園就園奨励費補助事業を実施しています。補助を希望の方は在園先の幼稚園までお問い合わせください。

また、本年度から、下表の第①~③階層までの世帯に対し、多子計算に係る年齢制限(小学校3年生まで)の撤廃と、ひとり親世帯等への負担を軽減します。詳細は、下記の表(赤色の部分)でご確認ください。

■補助対象世帯

市内に住所があり、私立幼稚園に在園している2歳児~5歳児(平成22年4月2日から平成26年4月1日生まれ)を持つ世帯。※2歳児は3歳になる誕生月から補助対象になります。

- ■補助の内容 私立幼稚園の入園料・保育料
- ■補助区分及び補助限度額

下表のとおり(世帯の課税状況等に応じて限度額が異なります)

※保育料等の額が表の補助限度額に満たない場合は、保育料等の額が補助額になります。



子ども・子育て新制度に移行された幼稚園(山梨英和ダグラスこども園)に在園している園児は、補助金の対象となりませんので、ご注意ください。

幼稚園就園奨励費補助限度額

課税区分(世帯合計)		補助限度額 (園児一人あたりの年額)					
		兄・姉が小学校1~3年にいない場合※			兄・姉が小学校1~3年にいる場合		
		在園中の第1子	在園中の第2子	在園中の 第3子以降	在園中の第2子	在園中の 第3子以降	
1	生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	
2	市民税非課税世帯	272,000円	290,000円	308,000円	290,000円	308,000円	
	市民税の所得割が非課税世帯	272,000円	290,000円	308,000円	290,000円	308,000円	
3	当該年度に納付すべき市民税所得割 課税額が77,100円以下の世帯	115,200円	211,000円	308,000円	211,000円	308,000円	
4	当該年度に納付すべき市民税所得割 課税額が 211,200 円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円	185,000円	308,000円	
(5)	上記に該当しない世帯		154,000円	308,000円	154,000円	308,000円	

【ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯で下記の課税区分に該当する場合】

	課税区分(世帯合計)	補助限度額(園児一人あたりの年額)					
		兄・姉が小学校1~3年にいない場合※			兄・姉が小学校1~3年にいる場合		
みルとり(E中日1)		在園中の第1子	在園中の第2子	在園中の 第3子以降	在園中の第2子	在園中の 第3子以降	
2	市民税非課税世帯	円 000,808	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	
	市民税の所得割が非課税世帯	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	
3	当該年度に納付すべき市民税所得割 課税額が77,100円以下の世帯	217,000円	308,000円	308,000円	217,000円	308,000円	

※第③階層までの世帯の兄・姉については、小学校1~3年の年齢制限を撤廃します。

- ●所得割額は世帯合計額で判定します。
- ●住宅借入金等特別控除を受けている場合は控除前の額になります。
- ■制度内容に関する問い合わせ 福祉課 子育て支援担当(内線 173 ~ 175)

